

## 第 131 号 あおいろひろば

**相談最終日、令和元年 12 月 26 日 (木) まで**

※27日(金) 28日(土) はレイアウト・大掃除のため、相談業務はできません。

**相談初日、令和2年1月7日(火) から**

※1月6日(月) は職員研修会のため、相談業務はできません。

**【確定申告直前！「事前個別相談会（予約制！）」】**

全会員を対象とした、年末調整の手続きや減価償却の計算、記帳状況の確認や会計ソフト「ブルーリターン A」の入力チェック、消費税関係など、令和元年分の確定申告に向けて事前に相談し、準備して頂く為の「個別相談会」です。

特に「住宅を購入した」「土地や建物、株等を売却した」「医療費控除・セルフメディケーション税制の適用確認」など、特殊な事情がある方は必ず事前にご相談ください。

日 時 ①令和元年 12 月 2 日 (月) ~20 日 (金)

②令和2年 1 月 7 日 (月) ~20 日 (月) ※土日祝祭日を除く通常営業日

午前 9 時~11 時・午後 1 時~4 時 (1 時間の個別相談)

※上記期間中に、急遽別件でのセミナーを開催する場合がございます。その際には研修室を使用する為、記帳個別相談等は行えません。ご来局する際には事前にお電話等でご確認ください。

会 場 (一社) 那覇青色申告会 研修室

電 話 (098) 868-8218

【お持ちいただくもの】

○年末調整手続きの方・・・従業員の給与明細等及び税務署から届いた資料

○記帳状況確認等・・・帳簿や記帳データ、過去の申告書(控)

○その他、特殊事情がある方・・・その関連資料等

※ご予約の際に「相談内容」をお伝えいただければ助かります。

ご協力をよろしくお願いいたします。

**毎年盛況の  
個別相談会です！**

早期提出にご協力頂き  
感謝申し上げます。

※ **会計ソフトを使用されている会員様**はこの期間に入力チェックを済まされて下さい。

(事前チェックでスッキリ解決できますよ)

※ **消費税改正により**、1 年間の集計が複雑になります。月別総括集計表をお配り致します。集計用 Excel を使いたい方は USB メモリーをご持参下さい。

※ **年末調整のご相談**は、この期間に済まされるようお願いいたします。

**【所得税・決算書作成、消費税ポイントセミナー】**

内 容 ○決算書等作成時の注意点 ○消費税のポイント  
○イータックス・マイナンバー・その他

日 時 12 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分~4 時 30 分

定 員 50 名 ※定員に達し次第締め切ります。

会 場 (一社) 那覇青色申告会 研修室

講 師 事務局職員

受講料 無料 (非会員受講不可※条件あり)

申込み お電話にてお申し込みください。

電 話 (098) 868-8218

※今回の「あおいろひろば」中面に掲載している「確定申告直前決算チェックシート」を使用します。そのままお持ちください。

キャッシュレス・消費者還元事業がスタートしました！！

(個別相談期間をご利用下さい！)

結局、うちのお店はどうしたらいいの？一緒に考えましょう！(^)!

キャッシュレス・消費者還元事業は、10月1日の消費税引き上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する政府の事業です。

### 【制度の概要】

- ✓10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ✓対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

メリット  
1

今なら端末導入のご負担なし!  
端末本体と設置費用などが無料。



軽減税率対策  
補助金対象の  
端末支援についても  
比較・検討ください!

メリット  
2

決済手数料3.25%以下!



さらに  
実施期間中は、  
国が  
その1/3を補助

メリット  
3

消費者還元で集客力UP!



他のお店は  
対応したみ  
ただけ  
ど?  
まず、青会  
に相談して  
みようか  
な!

## 「土地・建物等及び株式等の売却」や「住宅購入」「ふるさと納税」など その他特殊事情のある方への確定申告時の対応について

### ☆土地・建物等の売却のある方（譲渡所得申告）

土地・建物等の売却（譲渡所得）の申告については、特別な計算や特例等があり、複雑で税額にも影響がある事から、委託税理士が担当致します。（予約制・別途料金）

### ☆「住宅購入」「ふるさと納税・医療費控除」等その他特殊事情のある方

「住宅借入金控除」については、近年、登記名義や物件内容の多様化（共有名義・中古物件・自宅兼事業所など）により「複雑化」してきています。また、「ふるさと納税」や「医療費控除」等については、「電子申告」を行う場合には「添付省略」となりますが、その為には「データ化」しなくてはならず、相当な時間がかかる場合があります。「確定申告」をスムーズに終わらせる為にも、必ず12月・1月中の「個別相談」等のご利用をお願いします。

## 会計ソフト「ブルーリターンA」ご利用の皆様へ

### ☆「ブルーリターンA2020」へのバージョンアップについて

ダウンロード版ブルーリターンA（以下DL版BRA）へ移行済の方は、令和2年1月上旬～配信予定です。「BRAスタートメニュー」で表示され、BRA起動時に自動ダウンロードされます。

DL版BRAへ移行していない方は、1月中旬に「CD-ROM」での郵送を予定しており、到着後にインストールをお願いします。ダウンロード及びインストール終了後、引き続きの入力でも新バージョンを起動してお使い下さい。

（入力途中でダウンロード・インストールを行ってもデータは消えません。）



### ☆確定申告時の対応について

確定申告期間中は、原則「入力データチェック等」は行いません。出来るだけ、12月・1月中の「個別相談」での指導を受けて頂きますようご協力をお願い致します。



個別相談へのご参加は**完全予約制**です。青色申告会へ電話かメールでお申し込み下さい。※定員がありますので、お申し込みはお早めに！！

TEL (098) 868-8218 / E-mail: info@naha-airo.jp

※メールでのお申込みは名前、連絡先、希望参加時間の記載も忘れずに！！

《事務局には専用駐車場はございません。お近くの有料駐車場等をご利用下さい。》

# 確定申告直前決算チェックシート

令和元年分の決算と申告に当たって今一度ご検討いただくために、従来からの誤りの多い事項等のうち主な事項を一覧表にしましたのでご活用ください。消費税課税事業者の方は、集計するの注意が必要です。

項目	検討事項	チェック欄
売上	①昨年すでに売上に計上した売掛金・未収入金などが今年も売上に計上されていませんか。	※
	②今年末までにまだ入金されていない売掛金・未収入金などは、売上に計上されていますか。	※
	③銀行口座に振込まれた売上代金が、売上に計上されていますか。	
	④家事消費や事業用消費した金額を売上に計上されていますか。	
	⑤空箱・段ボール等の売却代金や、受け取りリベートは、雑収入に計上されていますか。	
仕入	①昨年すでに仕入に計上した買掛金が、今年も仕入に計上されていませんか。	※
	②今年末までに、まだ支払っていない買掛金は、仕入に計上されていますか。	※
	③仕入返品や仕入値引き分の処理はできていますか。	
期末棚卸	①棚卸しは必ず行なってください。	※
租税公課	①所得税・住民税・各種健康保険料など、経費にならないものを除外されていますか。	
	②店舗(事業)併用住宅にかかる固定資産税のように事業用と家事用の両方に使用しているときは、家事用部分を除外されていますか。	★ 事業用部分と家事用部分を1つの請求で支払っている場合には、使用時間・使用割合など、自分で最も適当とする割合で按分してください。
水道光熱費	①家事用部分は、除外されていますか。	
通信費		
損害保険料		
地代家賃		
減価償却費	◎取得価額が10万円以上のものは、減価償却の対象となります。*選択事項有り	☆
接待交際費	①事業に関係ない家事費部分が入っていませんか。家事費分は経費になりませんので、除外してください。	
修繕費	①1つの修理・改良などのために要した金額が20万円未満のときは修繕費になりますが、それ以外のときは、複雑な判断が必要となります。	☆
給料賃金	①事業主の生活費が含まれていませんか。(生活費は経費になりません)	
	◎年末調整は済んでいますか。また、源泉徴収税額の納付は済みですか。	
専従者給与	①届け出は済んでいますか。	
	②15歳以上・生計を一にしている・専ら仕事に従事している等の条件に当てはまりますか。	
	③経費に算入した専従者給与を受けた人は、配偶者控除・配偶者特別控除または、扶養控除を受けることは出来ません。	
貸倒金	①自分で貸し倒れと思っても、税法上厳しい判断基準がありますのでご注意ください。	
消耗品費 備品費	①取得価額が10万円以上のものが含まれていませんか。	

◎現金主義の届け出を出している方は、※チェック欄は必要ありません。

☆青色申告者が平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間に、取得価額30万未満の減価償却資産を取得し、業務に使用した年にその取得価額を必要経費(年の合計額は300万円を限度)とすることができます。(少額の減価償却資産の特例)但し、減価償却計算欄へ合計額・措置法28条2適用記載・適用した減価償却資産の明細別途保管が必要。

また、固定資産税(償却資産)への影響がありますので、くわしくは事務局までご相談下さい。

# 会員掲示板

会員掲示板に掲載された会員様から、仕事に繋がったとか、問い合わせが合ったなど、うれしい反応がありました。お気軽にお申込み下さいね(^\_^)☆



【商号】建築設計室 ant 奥原和明（建築設計）【電話】098-955-5679

【所在地】南城市佐敷字新開 1-73

【HP】<https://www.ant-architec.com/> 【e-mail】info@ant-architec.com

【ご挨拶】ant はこれまでの常識や固定観念に対して an と not を繰り返しながら新たな価値観や建築空間を創造していきます。

戸建て住宅・集合住宅・商業施設・公共施設、新築からリフォームまで幅広く手掛けながら、お客様のライフスタイルや お好みを大切に考え、ご満足いくオリジナルの建築空間を作り上げていきます。お気軽にお問合せ下さい。



【商号】訪問専門 はり・きゅう 岡峰勝広【電話】090-6436-0645

【所在地】那覇市長田（こちらでは施術いたしておりません。）

【e-mail】katsuhiko\_okamine@yahoo.co.jp

【ご挨拶】訪問専門、はり・きゅう専門の鍼灸院です。ご高齢や病気によって自力での歩行が難しい方、治療院への通院が難しい方、お身体の痛み・不調を抱えておられる方にお勧めいたします。初回は、無料で健康相談、体験施術をいたします。事前にお電話にてご予約下さい。



【商号】AMK ステージ 高江洲昌司（美容業）【電話】098-867-6986

【所在地】那覇市天久2-1-7 ちむどんステージビル 2F

【ご挨拶】オーガニックハーブエキスを配合した、ストレート、カラー、カット、水分バランストリートメントのセットメニューが人気です。最近ではジアミンフリーのカラー剤もあり、アレルギーのある方でもカラーする事ができます。丁寧なカウンセリングと高い技術力で「なりたいあなた」を叶えます。低料金でしっかり提供できるよう予約制にしています。



【商号】ワークマン南風原店 神里英和【電話】098-889-7722

【所在地】南風原町字兼城 586-8 1階【営業時間】6:30~20:00

【ご挨拶】「For the Customers」働く人に、便利さを

ワークマンはワーキングウエア（作業服）・防寒着・安全靴・長靴、レインスーツ（合羽）の専門店チェーンで、働く人のためのお店です。また、職人さんだけに限らず、一般のお客様にも普段着として着用でき機能性も抜群です。

テレビや雑誌で特集が組まれ、日経トレンディのランキング1位を獲得しました。

当店で購入して頂いたスポンの裾上げ無料。  
「青色申告会の会員です」と言って頂ければ箱ティッシュ1個サービス致します。また、1万円以上購入して頂ければ更に箱ティッシュ1個サービス致します。



那覇青色申告会（通称：なはあおいろ）  
**LINE公式アカウント**  
はじめました！



ID:@214vwwdu



お友だち追加  
お願いします  
<m(\_)\_m>